

# 中国の「人口問題」に対する懸念が高まる ～生育政策の限界と全面緩和の喫緊性

中国投資銀行部  
中国調査室

## メインピックス ..... 2

### 中国の「人口問題」に対する懸念が高まる～生育政策の限界と全面緩和の喫緊性..... 2

- ▶ 2019年1月3日発表された中国社会科学院の「人口と労働緑皮書」で、国際連合の研究データをもとに、中国人口問題の最新動向を紹介した。中国人口は2029年で最高値の14億4,200万人に達し、2030年から減少に転じると予測されている。2011年から、65歳以上の高齢層人口は急上昇し始めている。2010年～2040年まで、1950年代～1960年代の人口が高齢者になるのに伴い、中国高齢者人口は2億2,400万人増加する見込みである。一方、中国の労働人口数は2015年から減少に転じており、2017年までに、578万人の減少となった。この状況下で、2014年より、30年以上実施されてきた生育政策が緩和されるようになったが、その緩和政策の効果は予測以下のものとなった。しかも、2017年の人口増加数は2016年を下回っており、2018年の人口増加規模はさらに縮小すると見込まれている。
- ▶ 本稿では、改革開放とほぼ同じ時期で行われてきた中国の生育政策を回顧し、その政策効果を分析する。その上で、中国が直面している複雑な「人口問題」を分析し、経済成長との関連性を明らかにする。

## プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士 ..... 12

### BEPS 防止措置実施条約 ..... 12

#### (multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI) の発効 ..... 12

- ▶ 前回は、日本において2019年1月1日から発効するMLIについてそのBEPS対応における役割やその構造について解説を行いました。今回は、MLIとOECDモデル租税条約との関係について見ていきたいと思えます。
- ▶ BEPSとは日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの2国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応を目的とした国際的な取組みをいいます。これについては、G20及びOECDといった国際組織を中心としてその枠組みが形成されています。

## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年1月) ..... 15

## メインピックス

### 中国の「人口問題」に対する懸念が高まる～生育政策の限界と全面緩和の喫緊性

2019年1月3日、中国社会科学院より発表された「人口と労働緑皮書」で、国際連合の研究データをもとに、中国人口問題の最新動向を紹介した。中国人口は2029年で最高値の14億4,200万人に達し、2030年から減少に転じると予測されている。2011年から、65歳以上の高齢層人口は急上昇し始めている。2010年～2040年まで、1950年代～1960年代の人口が高齢者になるに伴い、中国高齢者人口は2億2,400万人増加する見込みである。一方、中国の労働人口数は2015年から減少に転じており、2017年までに、578万人の減少となった。この状況下で、2014年より、30年以上実施されてきた生育政策が緩和されるようになったが、その緩和政策の効果は予測以下のものとなった。しかも、2017年の人口増加数は2016年を下回っており、2018年の人口増加規模はさらに縮小すると見込まれている。

本稿では、改革開放とほぼ同じ時期で行われてきた中国の生育政策を回顧し、その政策効果を分析する。その上で、中国が直面している複雑な「人口問題」を分析し、経済成長との関連性を明らかにする。

#### I. 中国生育政策の変遷と政策効果の低減

##### 中国生育政策の変遷: 奨励→抑制→緩和→?

中国は1949年建国してから、3回のベビーブームが起きた。第1次ベビーブームは1950～1958年であり、年平均出生人口は2,100万人に達し、出生率は30‰であり、合計特殊出生率は5.3であった。第2次ベビーブームは1962～1975年であり、平均年間出生人口は第1次ベビーブームを超過して2,628万人に達した。その後、1970年代からの「晩、稀、少」対策の影響を受け、年間出生人口は1970年の2,774万人から1977年の1,789万人まで縮小し、出生率は33‰から19‰へ、合計特殊出生率は5.8から2.8へと減少した。第3次ベビーブームは1981～1991年であり、平均年間出生人口は2,260万人に達し、出生率は20‰～23‰で、合計特殊出生率は2.3となった。その後、年間出生人口は低下し続けており、2003年の年間出生人口は1,600万人で、合計特殊出生率は1.4まで減少した。第4次ベビーブームは2010年前後で起きていたはずであったが、厳格な生育抑制政策が長期的に実施されたため、第4次ベビーブームは起きなかった。

【図表1】中国におけるベビーブームの概況

ベビーブーム	期間	年間平均出生人口	最高年間出生人口	出生率	合計特殊出生率	2019年年齢層
第1次	1950～1958年	2,100万	1954年、2,300万	30‰	5.3	61～69歳
第2次	1962～1975年	2,628万	1963年、3,000万	—	—	44～57歳
第3次	1981～1991年	2,260万	1987年、2,550万	20‰～23‰	2.3	28～38歳

(出所)国家統計局より当行中国調査室作成

2013年まで、緩和される前の中国の生育政策には「1人っ子政策」だけでなく、地域別・民族別によって1人以上の子供が生まれる「1.5児政策」<sup>3</sup>や「2人っ子政策」が設けられていた(図表2)。また、中国社会科学院の統計によると、2010年まで、1人っ子政策、1.5児政策、2人っ子政策、3児政策の適用人口の割合がそれぞれ35.9%、52.9%、9.6%、1.6%となっている。いわゆる「1.5児政策」の適用人口は「1人っ子政策」よりも上回っている。

<sup>1</sup> 出生率: 一定期間の出生数の総人口に対する割合を指す。一般に、人口1000あたりの1年間の出生児数の割合をいう。

<sup>2</sup> 合計特殊出生率: 英語ではtotal fertility rate (TFR)であり、一人の女性が15～49歳で産む子供数の平均値を表す。

<sup>3</sup> 「1.5児政策」とは、農村住民は1人目が女兒である場合、2人目子供の出産が認められることを指す。

【図表2】中国における生育政策の変遷



時間	生育政策の動向
1970年初頭	「晩、稀、少」(遅く、間隔をあげ、少なく産む)という「計画生育政策」を開始した。
1978年	「できるだけ1夫婦あたりの子どもは一人とし、多くても二人とする」方針を国策とした。憲法で「国家が計画生育を提唱し、推進する」ことが定められた。
1979年	上記方針の「多くても2人とする」という表現を削除し、上海市をはじめとする大都市から「1人っ子政策」が開始された。
1980年	「1人っ子政策」が全国的に提起された。
1982年(*)	憲法で夫婦に計画生育が義務付けられ、地方政府が第2子出産の条件等の詳細な事項を各自に規定した。  「生育の特別枠」 ❖ 農村部: 第1子が女兒の場合、第2子の出産が認められる。経済上の困難がある夫婦は数年間の間隔を空けて第2子の出産が認められる。 ❖ 夫婦とも1人っ子: この場合では、第2子の出産が認められる。 ❖ 少数民族: 1人っ子政策が緩和される。
2002年	「人口・計画生育法」が公布された。中では、公民の計画生育を行う義務、晩婚晩産への奨励、第2子出産に対する法律・法規上の条件等が盛り込まれた。規定に適合しない子供を産んだ場合は「社会養育費」を納めなければならないと規定された。
2013年	夫婦のどちらかが1人っ子であれば、第2子出産が認められる「単独2人っ子政策」が打ち出された。
2015年	1組の夫婦に2人の子供を認める方針を打ち出し、「1人っ子政策」は「2人っ子」政策に変わった。「人口・計画生育法」の改正も行われた。

(\*)1982～2013年における各地の生育政策の概況

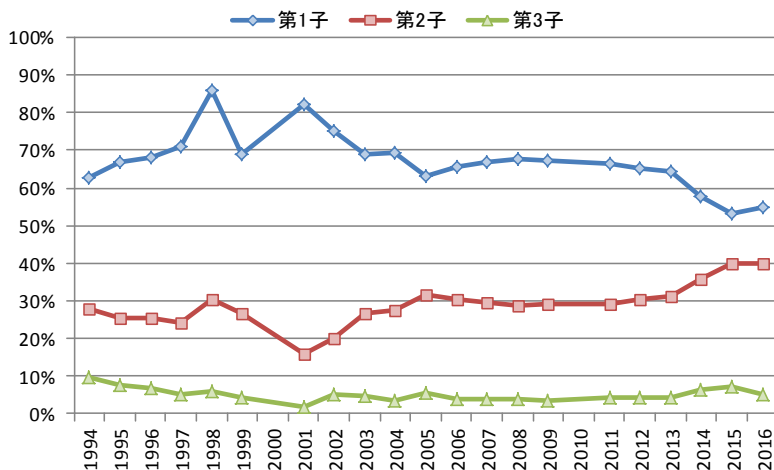
政策	適用範囲
1人っ子政策	①大部分の都市住民 ②北京、天津、上海、江蘇、四川、重慶の農村住民
「1.5児」政策	河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江、浙江、安徽、福建、江西、山東、河南、湖北、湖南、広東、広西、貴州、陝西、甘肅といった19省・自治区の農村住民
2人っ子政策	①海南、寧夏、雲南、青海、新疆とった省・自治区の農村住民 ②人口規模が1,000万人以下(1984年)の少数民族 ③チベットの漢族住民、都市住民
3児政策	①人口規模が10万人以下の少数民族 ②青海、寧夏、新疆、四川、甘肅といった地域の少数民族農牧民 ③海南、内モンゴルなどで1人目と2人目が女兒である少数民族農牧民
制限なし	チベットの少数民族農牧民

(出所) 地方政府の公開情報、恒大研究院より当行中国調査室作成

## 生育政策の限界: 規制緩和の刺激効果が弱まっている

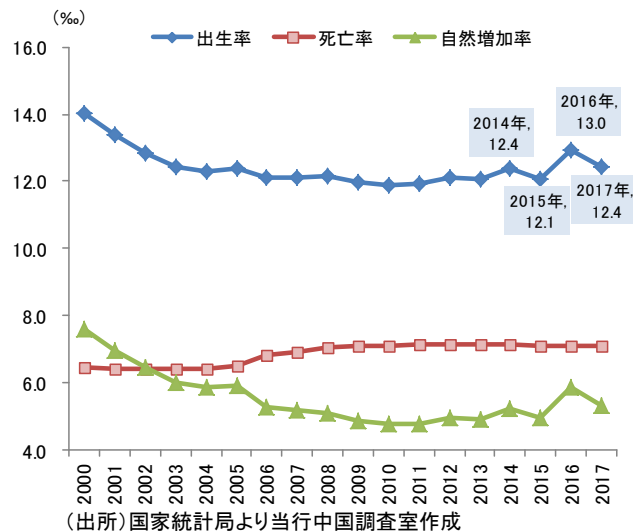
2013年、中国特有の厳格な生育政策が段階的に緩和されつつあるが、特に、2016年の「2人っ子政策」の全面的実施が生育に対する奨励効果が期待されていた。2013～2017年、「2人目の子供」が出生人口に占める割合が31.3%から51.3%まで拡大した。すなわち、「2人っ子政策」の影響を受けて生まれた子供は人口増加に対する寄与度が高く、規制緩和による「2人っ子効果」が顕著であった。

【図表3】新生児の構成比



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

【図表4】中国人口成長の概況



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

ただし、2017年から、その効果がすでに弱まり始めている。2015年の年間出生人口は1,655万人であったが、「2人っ子政策」が全面的実施された後、2016年の年間出生人口は1,786万人に達し、2000年以来の最高値となった。2017年になると、出生人口はすでに減少に転じており、1,723万人となった。すでに公表された地方統計データでは、2018年上半期の江蘇省出生人口は前年同期比13%減少した。山東省は2017年に、全国出生人口への寄与度は10%であったが、2018年上半期になると、煙台市、イ坊市、徳州市の出生人口は前年同期比16%、18%、22%とそれぞれ減少した。2018年の全国範囲統計データは公開されていないが、2017年と比べて1,500万人以下までさらに縮小すると見込まれている。

2017年の出生人口で2人目の子供は878万7,300人に達し、2016年と比べて8万人前後拡大した。そこから、2017年で全体の出生人口規模の縮小は1人目の子供の出生規模の縮小によるところが大きいと分かる。「2人っ子政策」は2人目の子供の出生を促したが、その効果に限界があり、社会全体の生育水準の向上に与える影響は限られている。合計特殊出生率を算出する定義として15～49歳の女性を母集団としているが、この年齢層を「出産適齢期」とする。中国で出産適齢期の女性人口規模は2011年に最高値の3億8,000万人に達してから縮小に転じており、2017年は3億5,000万人になっている。出産適齢期女性人口の縮小に加え、晩婚化・晩産化、育児機構の不足といった子育て支援の不足や子育てコストの増加などの原因による出生意欲の低下は、単純な「2人っ子政策」だけでは解決できない問題である。

この状況下では、2016年の「2人っ子政策」の全面実施から3年間を経過した今、さらに踏み込んだ生育支援政策が必要であるとの見方が多く現れた。国務院による政府工作報告の内容では、2016年から「計画生育」は提起されなくなっており、「1組の夫婦に2人の子供の出生に対する支援政策の完備を推進」と書き加えられた。2017年の政府工作報告では、「2人っ子政策の全面実施に適應するために、出生・子育ての医療保険サービスを強化する」と強調し、2018年は「生育」の関連政策に言及しなかった。さらに、2018年3月、国務院機関改革では、「国家衛生と計画生育委員会」を解散し、「国家衛生健康委員会」を新設することにした。国務院構成部門の中で、「計画生育」関連部門が設置されていないのは1981年以来となっている。「国家衛生健康委員会」のサブ部門においても、従来の計画生育関連部門が撤去され、「人口監測と家庭發展司」が新たに設けられた。以上の中央政府の動向からも、人口政策の更なる緩和の兆しが見て取れる。

## II. 国際比較でみる中国人口問題の深刻化

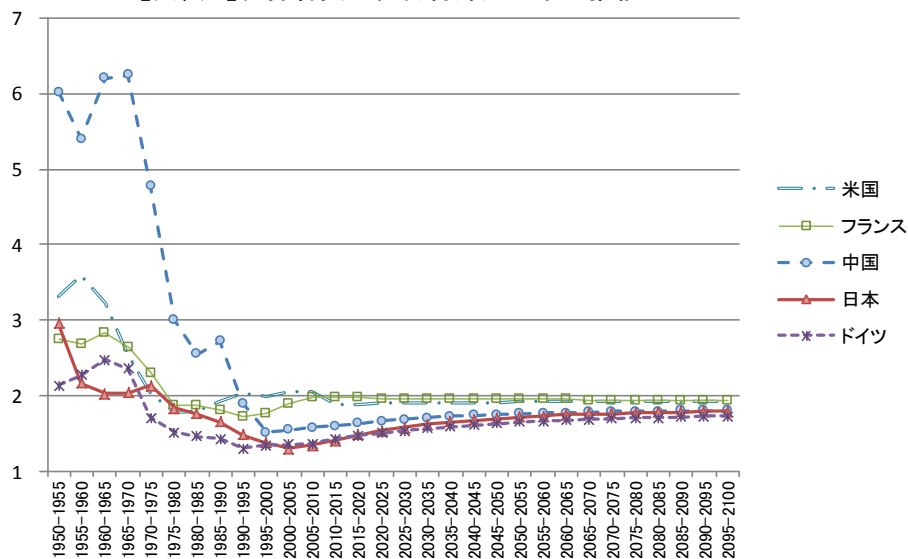
国際的な経験から見れば、技術の進歩と生産性の向上が進み、社会発展水準が高くなるに伴い、出生率の低下が自然な趨勢となっている。中国にとっては、前述のような厳格な生育抑制政策が行われなかったとしても、人口の増加率は自然と低下していくはずである。1960年代以降、過剰人口問題を解消するために、人口抑制政策を推進する国は中国ではなかったが、具体措置は政府による呼びかけや標語による国民意識に対する働きかけが主流となっており、「1人っ子政策」のような処罰が伴う強制的な施策を行った国はほかにはほとんどなかった。しかも、中国では、農村と都市の間での二元化した規制が人口構造に大きな影響を及ぼしており、中国の人口問題をさらに複雑化させている。

中国の人口問題は少子高齢化だけではない。少子高齢化は多くの国ではみられる傾向ではあるが、中国は政策関与のために、少子高齢化の速度は一段と早く、「未富先老」問題が顕著である。それに加え、生育政策の後遺症の1つである出生男女比率の歪み、農村や低所得層の「剩男」問題は更なる少子化に繋がり、社会の安定化にとってもリスク要因にもなっている。

### 少子化：人口のマイナス成長が早めに到来か

1970～1980年の10年間で、出産抑制の生育政策が急速に厳格化されたことにより、中国の出生率は短期間で大幅に低下した。合計特殊出生率は1970年代初頭の6.0から1980年の2.3まで低下した。これは第3次ベビーブームの影響を受け、1980年代の10年間で、合計特殊出生率は2.2から2.9まで変動し、更なる低下はなかった。1990年以降、合計特殊出生率はさらに低下傾向に転じた。90年代以降の出生率の低下に関しては、生育政策のほかに、経済成長や社会構成の変動も影響していると見られる。国家人口計生委員会によるデータ発表は2006年を以て打ち切りになったが、国際連合のデータを見れば、現在では、1.5～1.6で維持されている。

【図表 5】世界各国の総合特殊出生率の推移

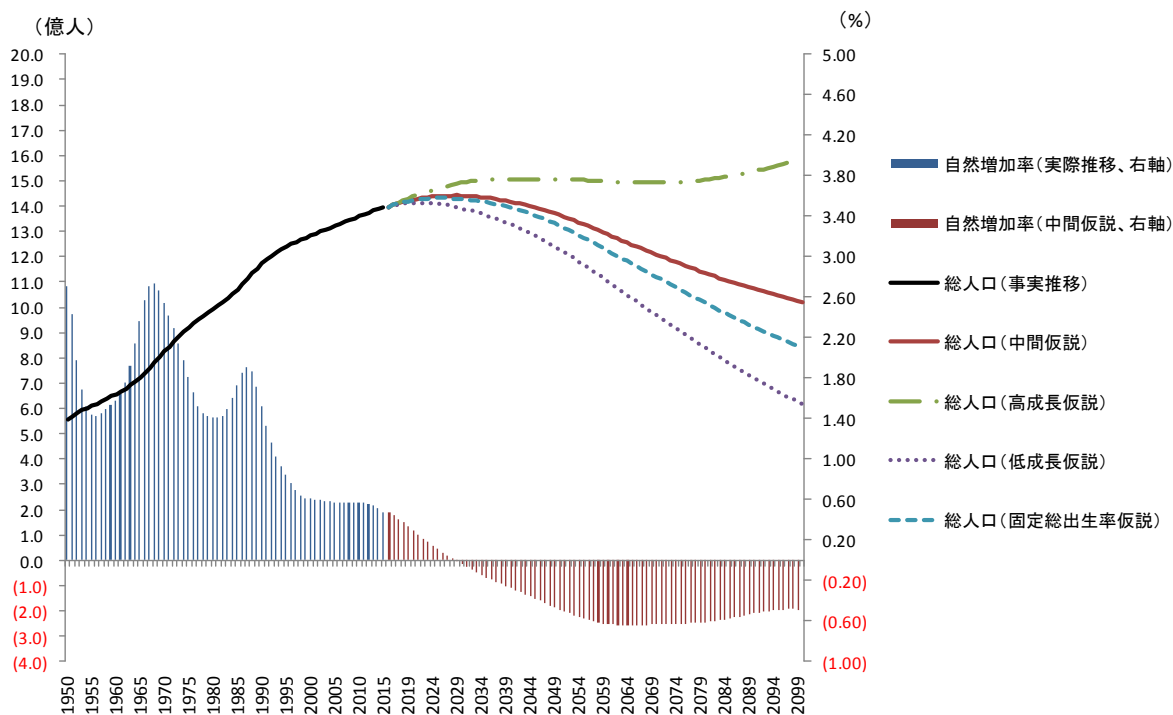


(出所) 国際連合のデータより当行中国調査室作成

(注) 2015年以降は予測値

出生率の低下は人口成長を大きく減速させ、人口自然増加率(出生率から死亡率を引いた値)は1998年で10%以下に低下し、低成長状態に転じた。2009年には、人口自然増加率は5%以下とさらに低下した。出生人口の減少により、1億人増加に必要な時間が長くなっている。国際連合の「世界人口展望(2017)」では、一定条件を設けて人口変動のシミュレーションを行ったが、「中間条件」における中国人口は2029年で最高値の14億4,000万人に達すると予測している。

【図表 6】中国人口動向の推移と先行きの予測



仮説	中国人口の最高値		総合特殊出生率仮説		
	人口(億人)	時間	2015年-2020年	2020年-2025年	2025年-2030年
中間仮説	14.4	2029年	1.63	1.66	1.69
高成長仮説	15.1	2044年	1.88	2.06	2.19
低成長仮説	14.1	2021年	1.38	1.26	1.19
固定出生率仮説	14.3	2026年	1.60	1.60	1.60

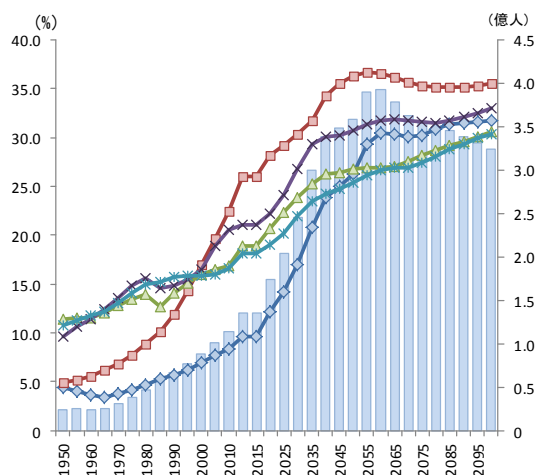
(出所)国際連合のデータより当行中国調査室作成

(注)2015年以降は予測値

### 急激な高齢化

中国の厳格な生育抑制性政策の影響で、高齢者人口割合の上昇の速さは他国の状況を遥かに超過している。65歳以上の人口が全体人口に占める割合を高齢化率とされており、高齢化社会(7%超過)、高齢社会(14%超過)、超高齢社会(21%超過)がある(カッコ内は高齢化率)。高齢化社会から高齢社会への変化で経過した時間について、フランスは126年、イギリスは46年、ドイツは40年、日本は25年となっている。そして、高齢社会から超高齢社会への進行で経過した時間について、ドイツは36年(1972~2008年)、日本は21年(1995~2006年)となった。中国の場合、1982年の高齢化率は4.9%であったが、2001年にすでに7%を超過して高齢化社会になった。2017年、中国の高齢化率は11.4%に達したが、2023年前後で、中国の高齢化率は14%を超過して高齢社会になり、その10年後の2033年前後で超高齢社会になると見込まれている。この場合、わずか10年間で中国は高齢社会から超高齢社会への進行することになる。中国の人口規模は大きいいため、高齢者人口の規模も他国を大きく上回っている。2017年、中国の65歳以上の高齢者数は1億6,000万人に達し、国際連合の試算では、2050年に3億9,000万人に達すると見込まれている。

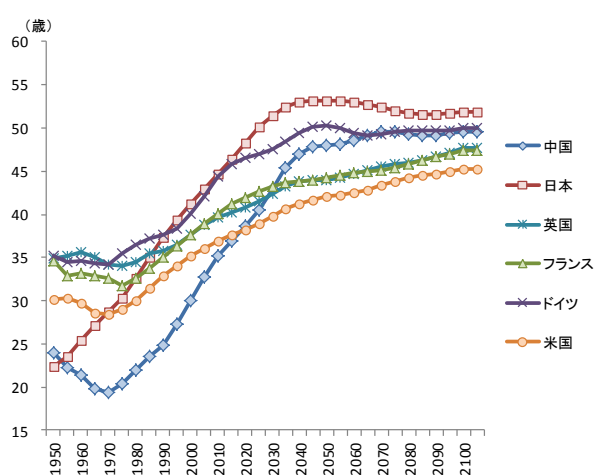
【図表 7】世界各国の高齢化率の推移



(出所)国際連合のデータより当行中国調査室作成

(注)2015年以降は予測値

【図表 8】世界各国の中位年齢の推移



(出所)国際連合のデータより当行中国調査室作成

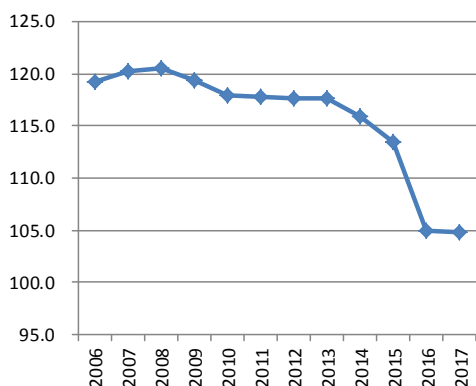
(注)2015年以降は予測値

中位年齢は人口を年齢順に並べ、その中央で全人口を2等分する境界点にある年齢を指す。中国の中位年齢は1950～1980年では22歳以下に維持していたが、その後、出生率の急低下によって中位年齢は上昇し続け、2015年には37歳となった。30歳以下の人口比率は1982年の64.4%から2015年の40.1%へ縮小し、この趨勢が続けば、2030年、2050年になると、中国の中位年齢は43歳、50歳に上ることになる。他国と比較すれば、1970～2015年の中位年齢の上昇傾向は1950～1990年の日本と似ており、アメリカやヨーロッパと比べて上昇スピードは速い。

### 出生人口の男女比率の歪み: 人口問題をさらに悪化させる

一般に、出生人口の男女比率(女兒を100とする場合の男児人数)の正常水準は103～107とされる。中国には「男尊女卑」の観念が根強く、「男児選好」の意識が社会(特に農村)に残っている。これが生育抑制政策の下で男女出生比率のゆがみを出現させたのである。図表9のように、第1子では男女比率が比較的正常的なに対し、第2子以後は急に上昇している<sup>4</sup>。1990年代生まれと2000年代生まれの人口は男女比の歪みが特に深刻であり、出生人口の男女比率は120を超えた年もあった。

【図表 9】中国出生人口の男女比率



【図表 10】世界における出生人口の男女比率

国家	中国	韓国	インド	キスタトナム	日本	英国	米国	タイ
1950-1955	1.07	1.08	1.06	1.06	1.05	1.06	1.05	1.05
1955-1960	1.07	1.07	1.06	1.06	1.05	1.06	1.05	1.06
1960-1965	1.07	1.07	1.06	1.06	1.05	1.06	1.05	1.06
1965-1970	1.07	1.07	1.06	1.06	1.05	1.06	1.05	1.06
1970-1975	1.07	1.07	1.06	1.06	1.05	1.06	1.05	1.06
1975-1980	1.07	1.07	1.06	1.06	1.05	1.06	1.05	1.05
1980-1985	1.07	1.07	1.07	1.06	1.05	1.06	1.05	1.05
1985-1990	1.08	1.14	1.07	1.06	1.05	1.06	1.05	1.05
1990-1995	1.12	1.14	1.09	1.06	1.06	1.06	1.05	1.06
1995-2000	1.14	1.10	1.10	1.08	1.06	1.06	1.05	1.06
2000-2005	1.16	1.10	1.11	1.10	1.07	1.06	1.05	1.06
2005-2010	1.17	1.07	1.11	1.09	1.10	1.06	1.05	1.06
2010-2015	1.16	1.07	1.11	1.09	1.12	1.06	1.05	1.06

(出所)国際連合のデータより当行中国調査室作成

中国統計	合計	第1子	第2子	第3子以上
1990年	111.3	105.2	121.0	127.0
1995年	115.6	106.4	141.1	154.3
2000年	116.9	107.1	151.9	159.4
2010年	121.2	113.7	130.3	161.6

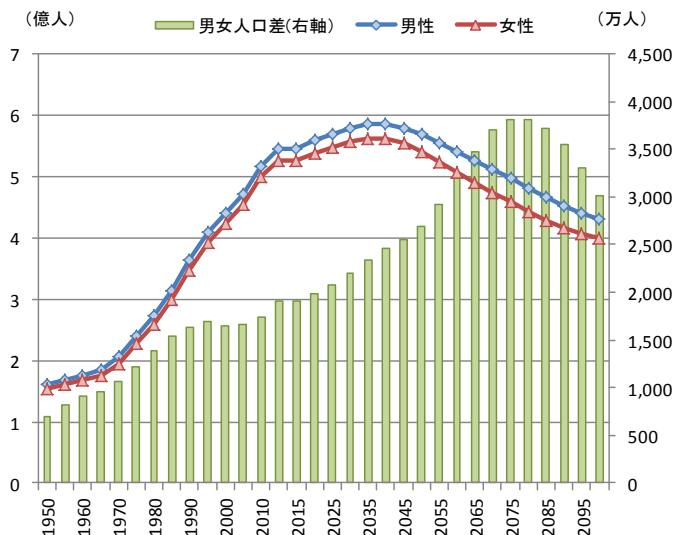
(出所)国家統計局より当行中国調査室作成

<sup>4</sup> 厳格な生育抑制政策の下で、最初に生まれた子が女子なら、農村では罰金を払っても2番目の子どもを欲しがり、もし2番目の子どもも妊娠後女子だと分かると中絶してしまう。出生男女比の非正常化は超音波診断措置と人工中絶の方法が進歩・普及したためと見られる。

この状況を受け、2011年の「国家人口発展十二・五計画」は、2015年までに、出生人口の男女比率を115まで低下させるという目標を掲げたが、出生人口の男女比率を国家計画に取り上げたのは初めてとなった。2016年の「国家人口計画(2016～2030年)」では、出生人口の男女比率を2020年までに112以下、2030年までに正常水準の107に低下させる目標が提起された。このような是正政策の影響で、出生人口の男女比率は2008年の120.6から低下し続けており、2017年には111.9まで低下した。ただし、1980～2010年まですでに形成した男女不均衡問題は、これからの長い期間で中国の社会・経済に大きく影響を与え続けることになる。

米国やヨーロッパは婚外子の割合が40%～50%に対し、文化の差などが原因で、中国の婚外子比率は10%未満である。出産適齢女性の規模と年齢構造が変わらない場合では、中国は出生率の低下を解決する前、結婚問題を先に解決する必要がある。1990年代生まれの人口は結婚適齢期に入りつつあり、適正女性不足による「剩男(結婚できない男性)」現象は大きな社会問題となっている。2015年に、20歳以上の男性人口は女人口より1,907万人を上回っている。この動向が続いていけば、2075年の20歳以上男女人口差は3817万人に達すると見込まれる(図表11)。都市・農村別でみると、「剩男」は半分以上が農村部人口となっている。国務院人口センサスデータによると、2010年、30歳以上の未婚男性が都市、建制鎮<sup>5</sup>、農村における割合が24.4%、13.5%、64.2%となっており、2015年には、それぞれ30.0%、17.8%、52.2%になっている。経済社会の発展に伴う「晩婚化・晩産化」が進んでいるが、これは多くの国で見られる正常な傾向といえる。ただし、中国の場合では、男女比の歪みも結婚率の低下につながる1つの要素となっている。

【図表11】中国における男女別の20歳以上人口の推移



(出所) 国際連合のデータより当行中国調査室作成

(注) 2015年以降は予測値

### Ⅲ. 中国の人口問題と経済成長

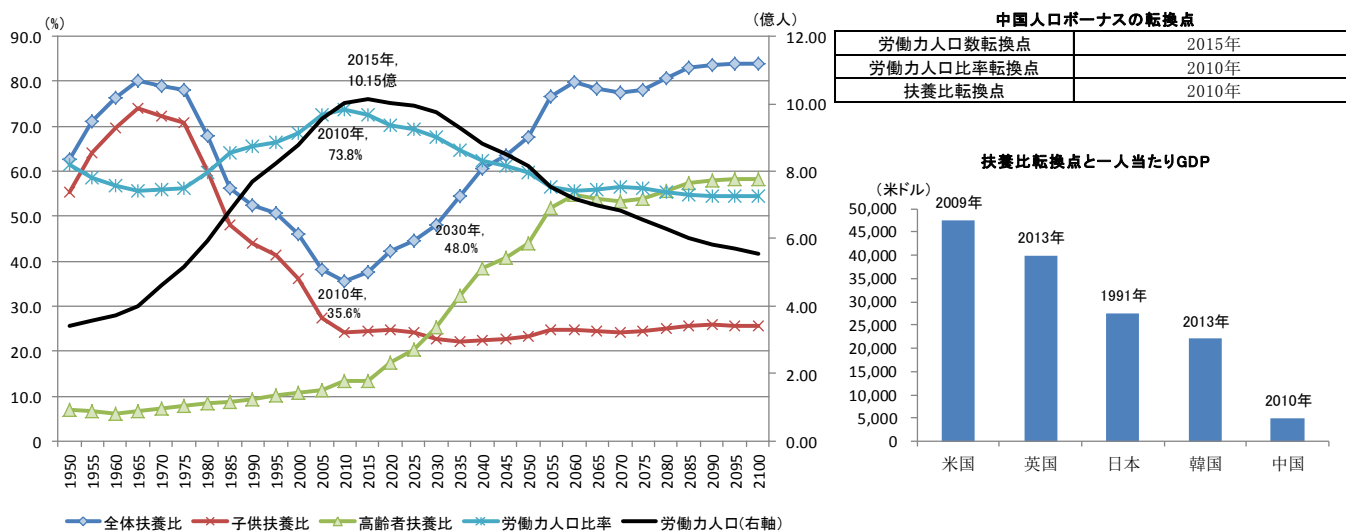
#### 「未富先老」問題

中国の高度な経済成長は人口ボーナスによるところが大きかった。1978年改革開放以降、中国は大規模な労働力人口と大きな市場を以て、経済規模が世界第2位に上った。1950～1958年の第1次ベビーブーム世代と1962～1975年の第2次ベビーブーム世代は改革開放の主力となっており、労働力人口規模が大きく、貯蓄性向が高かったことから、貯蓄率と投資率が高く、所得水準の上昇は消費のグレードアップを促進し、潜在成長率も高かった。

<sup>5</sup> 中国語では、「建制鎮」は町のことを指す名詞である。鎮は都市よりも人口の少ない人口集中区域であり、住民の多くは農業以外に従事する。



【図表 12】中国における労働人口の減少と「未富先老」問題



(出所) 国際連合のデータより当行中国調査室作成

(注) 2015年以降は予測値

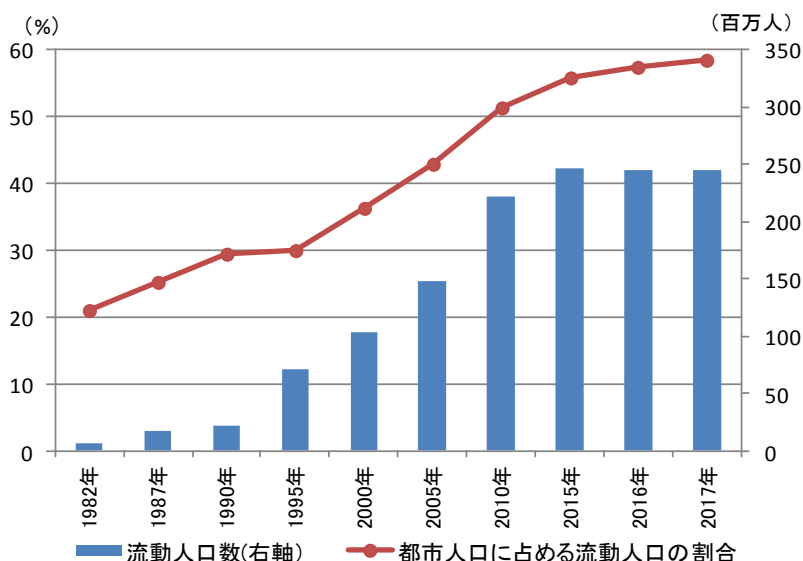
一方で、低出生率が長期化する中、第1次ベビーブームで生まれた人口の高齢化に伴い、中国の15～64歳人口比率と扶養比は2010年で転換点を迎えている。貯蓄率と投資率が低下し、消費率が上昇し、貿易黒字規模が縮小するようになり、経済の潜在成長率も低下しつつある。2017年の人口扶養比は39.2%で50%を下回っているため、社会の扶養負担が比較的に低い段階にある。ただし、労働力の中心である1980年代、1990年代、2000年代生まれの人口はそれぞれ2億1,900万人、1億8,800万人、1億4,700万人となっており、若年層規模の縮小が顕著である。2020年以降、第2次ベビーブーム世代も高齢層に移行する場合、扶養比の急上昇が予想される。

他国との比較を見ると、米国、日本、英国、韓国などの扶養比がそれぞれ2009年、1991年、2013年、2013年で底をついたが、扶養比転換点に当たってこれらの国の一人当たりGDP水準は中国の2010年の水準を大幅に上回っている。十分に豊かになる前に高齢化するという「未富先老」問題は現在の中国が直面している大きな課題と見られる。

### 労働力: 流動人口と農民工

改革開放以前の中国では、都市と農村は戸籍制度や社会保障制度といった二元化制度によって分断されており、都市と農村の間での人口流動も制限されていた。1980年から、戸籍制度が緩和されることに伴い、農村人口の都市への移転規模が大きくなった。中国の流動人口規模は1982年の657万人から1990年の2,135万人へ増加し、年平均増加率は7%となった。前述のように、農村部の生育政策は都市部よりある程度緩和されているため、生育政策の深化に伴い、農村は過剰な労働力を抱えるようになった。1990～2010年においては、流動人口規模の拡大がさらに加速し、1990年の2,135万人から2010年の2億2,143万人まで増加し、年平均増加率は12%に達した。15～64歳の人口規模が転換点を迎える2011年から、中国の流動人口規模の増加率も顕著に低下し、2011～2014年までの年平均増加率は2%にとどまった。2015年以来、流動人口規模は縮小に転じており、2017年の流動人口総規模は2014年と比べて856万人減少した。

【図表 13】中国における流動人口の推移



(出所) 国家衛生健康委員会「中国流動人口発展報告 2018」より当行中国調査室作成

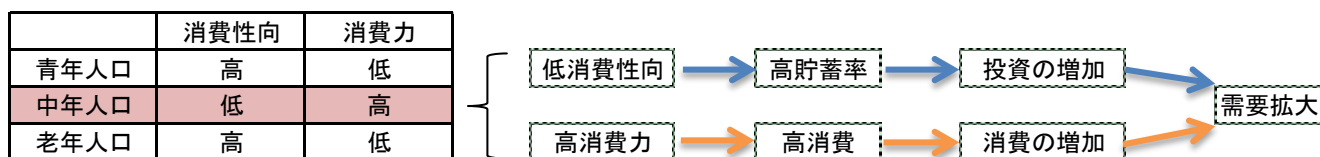
農村から都市への人口流動が、農村の余剰労働力の生産性を十分に発揮させ、労働力が農業から製造業とサービス業へ移転し、社会全体の産業構造のレベルアップにも寄与した。労働人口が第1次産業、第2次産業、第3次産業における分布は、1978年の1:7:5から2017年の1:1:1.6へ進化し、農民工が都市で製造業・サービス業に従事するようになり、社会全体の生産性が大幅に向上した。近年において、流動人口規模の縮小と農民工の還流現象は労働力の不足と人件費上昇に繋がっており、人口ボーナスをエンジンに発展してきた中国経済にとっては、モデル転換がますます喫緊の課題となっている。

**消費：消費水準と消費構造の転換、シルバー産業**

人口構造の変動は労働力市場だけでなく、消費を通じて経済成長に影響を与えている。年齢層から見ると、青年時期、中年時期、老年時期という3つの段階では、人の消費嗜好と消費力が変わってくる。大まかにいうと、青年時期では、消費性向が高く、貯蓄が少なく、消費が収入を超過している。中年時期になると、収入が消費を超過し、青年時期の負債返済と養老向けの貯蓄を必要とするために、消費性向が比較的低い。老年時期では、貯蓄を消費へ回し、消費性向がまた高くなる。したがって、青年と老年人口の割合が高くなるに伴い、社会全体の消費性向が高くなる。ただ、消費力から見ると、中年時期での消費能力が青年・老年を上回っており、中年人口の割合が低下するに伴い、消費の伸び率が低下することになる。

米国を例にすると、消費水準が最も高い年齢層は35～44歳、45～54歳であり、55～64歳はその続きにある。この3つの年齢層の平均消費性向は80%未満である。他の年齢層は消費水準が低いが、平均消費性向が高く、25歳以下と75歳以上の平均消費性向は100%を超えている。中国の場合では、定年前の35～59歳の人口割合は2010年の38.1%から2015年の37.8%まで縮小し、消費能力が最も強く、消費性向が最も低い中年層人口の割合がすでに頭打ちとなっており、これからの消費の伸び率が減速に転じる可能性は高い。

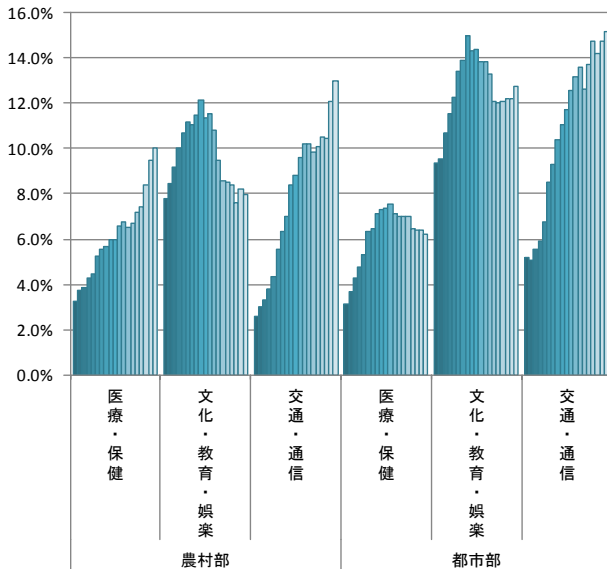
【図表 14】人口構造と経済成長の関係性



(出所) 当行中国調査室作成

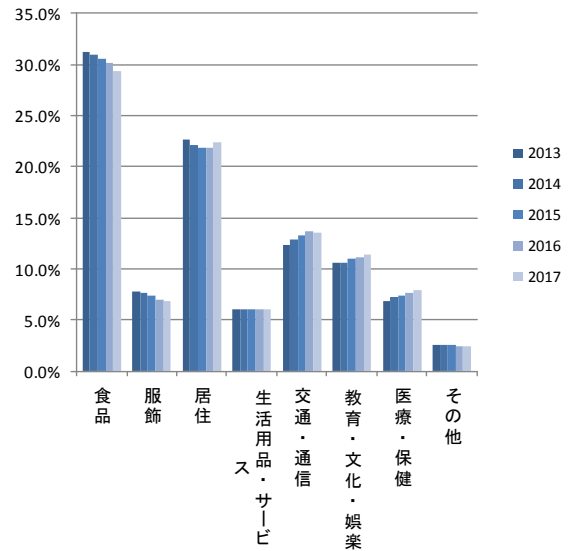
消費の構造からみると、高齢者人口の増加は医療・保健、養老サービスなどシルバー産業に対する需要が拡大していく見込みである。1995年～2013年の住民一人当たり消費支出の動向をみると、農村部における医療・保健支出が消費支出全体に占める割合が大幅に上昇した。2014年～2017年の全国動向では、医療・保健の支出の割合も上昇し続けていることが分かる。

【図表 15】1995年～2013年消費支出構成の変化



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

【図表 16】2013年～2017年消費支出構成の変化



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

長年実施されてきた厳格な生育抑制政策は、少子高齢化の急激な進展や男女比率のゆがみなど、中国の人口問題を複雑化している。その対策として、2014年より一連の緩和政策が打ち出されたが、その効果もすでに弱まっている。労働力人口の保育園・幼稚園の不足や教育支出負担の上昇がさらに少子化に繋がり、急激な高齢化による医療負担と高齢者扶養負担の上昇は社会保障制度の基盤を揺るがす大きな不安要因となっている。中国の人口問題は労働力の提供、消費の縮小という両面から経済成長の下押し圧力をかけている。中国は経済成長の持続可能性を確保するために、人口問題を早めに解決することが不可欠である。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 于瑛琪

# プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

## BEPS 防止措置実施条約

### (multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI) の発効

前回は、日本において2019年1月1日から発効するMLIについてそのBEPS対応における役割やその構造について解説を行いました。今回は、MLIとOECDモデル租税条約との関係について見ていきたいと思っております。

BEPSとは日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの2国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応を目的とした国際的な取組みをいいます。これについては、G20及びOECDといった国際組織を中心としてその枠組みが形成されています。

## I. MLI の全体的内容

MLIの内容を捉えるにあたっては、BEPSとOECDモデル租税条約の関係について整理しておくことが重要になります。

そもそもOECDとは「Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構」の略で、その本部はフランスのパリに置かれています。

第二次大戦後、米国は経済的に混乱状態にあった欧州各国を救済すべきとの提案を行い、「マーシャルプラン」を発表しましたが、これを契機として、1948年4月、欧州16か国でOEEC(欧州経済協力機構)が発足しました。これがOECDの前身にあたり、その後、欧州経済の復興に伴い1961年9月、OEEC加盟国に米国及びカナダが加わり新たにOECD(経済協力開発機構)が発足しました。現在では、34カ国の先進諸国及び欧州委員会(EC)により構成されています。

当初のOECD条約には、1) 経済成長、2) 開発途上国援助、3) 多角的な自由貿易の拡大、の3つの設立目的が明記されていました。

その後、国際社会・経済が多様化するに伴い、OECDは上記3点に加え、環境、エネルギー、農林水産、科学技術、情報・通信、教育、医療、投資、金融、高齢化、税金、年金・健康保険制度、競争政策といった経済・社会の広範な分野で積極的な活動を行っており、これらを議論する委員会・作業部会は250を超えるといわれています。

日本は1964年に21番目のOECD加盟国となりました。各分野の委員会をはじめとする各種会合に参加し、情報提供、議論のリードを行うとともに、国際社会の変化に伴い、OECDがグローバルな役割を果たしていくために、積極的な貢献を行っています。

## II. OECD モデル租税条約

租税条約とは、国際的三重課税を排除することを目的として2国間で結ばれる条約をいいます。また、世界的な調和を図る目的からOECD等の国際組織によりその統一化・標準化の努力が図られています。

このように BEPS 分野及び租税条約の統一化・標準化の分野ともに OECD が中心となり取組が進められています。このことは、BEPS 行動計画における議論は OECD モデル租税条約の議論を反映したものであり、また、反対にモデル租税条約の内容も BEPS の内容を反映したものであることを意味しています。例えば、紛争解決の改善、仲裁にかかわり BEPS 行動計画 14(紛争解決の改善、仲裁)に記述されている内容については、OECD モデル租税条約第 25 条に表現されています。

ここで、MLI の役割が BEPS 対応に関連して従来の 2 国間租税条約の改正が必要となる箇所が含まれた多国間協定として、2 国間租税条約の修正にあることを考え合わせただけの場合には、MLI の内容は基本的に BEPS に関連する OECD モデル租税条約の条項を基礎としたものとなるといえます。

現段階においては、BEPS 行動計画 2(ハイブリッド・ミスマッチ)、行動計画 6(条約の濫用)、行動計画 7(恒久的施設の地位の回避)、行動計画 14(紛争解決の改善、仲裁)についての内容が含まれるものとなっています。

但し、MLI に含まれる内容については、その BEPS への柔軟かつ効率的な対応という役割からみて、今後も増加していくことが予定されています。

### Ⅲ. MLI の具体的内容

以下では、MLI の具体的内容について、行動計画 14 を例にとりて見ていきたいと思います。

行動計画 14 における最終報告書では、効率的な相互協議実施を妨げる障害を除去するための措置として、次の 3 つの事項について、最低限実施すべき措置(ミニマムスタンダード)として提言がされるとともに、今後実施することが望ましい措置(ベストプラクティス)が示されています。

1. 租税条約上の相互協議にかかわる義務の誠実な履行及び相互協議事案の適時解決
2. 租税条約上の紛争の予防及び適時解決を促進するための行政手続
3. 納税者による相互協議へのアクセスを確保するための措置

このミニマムスタンダードを紛争予防、相互協議申立てへのアクセス及び利用可能性、相互協議事案の解決、相互協議結果の執行という 4 分野合計 21 の要素に区分し、ピアレビュー及びそこでの発見事項にかかわる対応処置のモニタリングという 2 段階アプローチにより評価されることになっており、さらに、納税者が相互協議の利用者であることを認識した上で、納税者からの要望等についても求められるものとなっています。

また、相互協議に加えて、効率的な紛争解決手段と考えられている義務的拘束的仲裁制度の租税条約上の採用についても検討がなされているが、最終報告書の段階で OECD 加盟国及び G20 の全ての国の同意が得られず、導入に賛成する国々により、具体的な仲裁制度に関する条約上の規定の策定作業が継続して行われています。

以上のように行動計画 14 は、ミニマムスタンダードとしての相互協議、相互協議による事案解決をより確実にするための方法としての仲裁、モニタリングメカニズムの内容により構成されています。

### Ⅳ. 行動計画 14(紛争解決の改善、仲裁)に係る MLI 規定

BEPS 行動計画 14、MTC、MLI の関係

これまでに述べた関係を図にすると以下のようなものとなります。

規定文書	BEPS 行動計画 14	OECD モデル租税条約	MLI
該当箇所	相互協議 (ミニマムスタンダード)	第 25 条第 1 項から 4 項	第 16 条から 17 条
	仲裁	第 25 条第 5 項	Part VI 第 18 条から 26 条
	その他 (モニタリングメカニズム等)	N/A	N/A

上述のように、MLI とは、BEPS 対応に関連して従来の 2 国間租税条約の改正が必要となる箇所が全てまとめられた多国間協定であることから、行動計画 14 の内容のうち、租税条約改正を要する箇所のみが MLI に含まれており、必ずしもすべての内容を包含するものではなく、かつ、租税条約の改正にかかわる内容、すなわち適用にかかわる一定の要件または選択(留保)等、が含まれています。

また、行動計画 14 については、ミニマムスタンダードの内容が含まれており、これらの箇所については、BEPS 包括的フレームワーク(Inclusive Framework)に参加する国が最低限満たさなければならない基準であり、本質的には租税条約の改正の如何にかかわらずその実施すべき内容といえます。

さらに、MLI に規定される租税条約改正内容の具体的適用については、それぞれの内容毎に規定される締約国同士の要件及び留保並びに通知の状況により、個別に判断されなければならないものといえます。

以上

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年1月)

- 経済レビュー  
米中摩擦という逆風下の対中直接投資の行方  
[https://www.bk.mufig.jp/report/ecorevi2018/review\\_20181119.pdf](https://www.bk.mufig.jp/report/ecorevi2018/review_20181119.pdf)  
経済調査室
- 経済マンスリー (2018年12月26日)  
硬軟織り交ざる対米摩擦激化への備え  
[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/877\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/877_ext_02_0.pdf)  
経済調査室
- ニュースフォーカス No.15 2018  
中国 域内再投資に対する源泉税暫定繰延政策の適用範囲に関する解釈を発表  
[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/870\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/870_ext_02_0.pdf)  
アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
- ニュースフォーカス No.1 2019  
本土と香港・マカオ CEPA 貨物貿易協定をアップグレード  
[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/880\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/880_ext_02_0.pdf)  
アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
- MUFG BK 中国月報 第155号 (2019年1月)  
[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/876\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/876_ext_02_0.pdf)  
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/1/9  
[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/885\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/885_ext_02_0.pdf)  
国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214